

參考資料

- 参考資料 1 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」委員等名簿
- 参考資料 2 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」開催状況
- 参考資料 3 いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する相談事例の分析
- 参考資料 4 消費者契約法施行令が定める「消費者の利益の擁護に関する法律」
- 参考資料 5 平均的な損害の額が争われた裁判例における損害類型、損害項目及び根拠として認定された資料の例
- 参考資料 6 標準約款等の検討状況
- 参考資料 7 ヒアリング調査結果
- 参考資料 8 「平均的な損害の額」が争われる訴訟の経過モデル
- 参考資料 9 約款の作成及び開示に関する規律の例
- 参考資料 10 情報提供等に関する規律の例

「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」委員等名簿

(委員)

◎	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
○	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授
	角田 美穂子	一橋大学大学院法学研究科教授
	高橋 美加	立教大学法学部教授
	西内 康人	京都大学大学院法学研究科准教授
	丸山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
	室岡 健志	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
	山下 純司	学習院大学法学部教授

(◎：座長、○：座長代理)

(オブザーバー)

穂苅 学	最高裁判所事務総局民事局 局付
笹井 朋昭	法務省民事局 参事官
松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター 理事長

(敬称略)

「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」開催状況

	日 時	議 題
第 1 回	平成 31 年 2 月 13 日	研究会等の進め方等について
第 2 回	3 月 28 日	ヒアリング① 日本弁護士連合会／全国消費生活相談員協会／東京都消費生活総合センター
第 3 回	4 月 25 日	ヒアリング② 日本経済団体連合会／EC ネットワーク
第 4 回	令和元年 5 月 23 日	ヒアリング③ 西田公昭立正大学心理学部教授 いわゆる「つけ込み型」勧誘について①
第 5 回	6 月 27 日	ヒアリング④ 五條操弁護士 「平均的な損害の額」について①
第 6 回	7 月 9 日	「平均的な損害の額」について② いわゆる「つけ込み型」勧誘について②
第 7 回	7 月 23 日	いわゆる「つけ込み型」勧誘について③ 契約条項の事前開示及び情報提供の考慮要素について
第 8 回	8 月 26 日	報告書作成に向けた議論の整理
第 9 回	9 月 2 日	報告書作成に向けた議論の整理

いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する相談事例の分析

- 2018年11月から、PIO-NETの指定文字列として「つけ込み」(下記の定義参照)を追加。1カ月程度の試行後、本格運用。
 - ① 契約当事者が若年である(18歳～30歳。ただし、事業者と同程度の知識・経験を有すると思われる場合は対象外)
 - ② 契約当事者の認知能力の低下等
 - … ①又は②により、消費者の判断力が不足していることを事業者が知りながら、その状態を利用して契約させる場合
- 2019年5月13日までに登録があった事例を消費者庁において精査し、いわゆる「つけ込み型」不当勧誘に該当する疑いがある**373件**について分類しつつ、分析を行った。

表：主体別の相談事例の分類（％は、主体（最左欄）ごとの相談件数に対する割合）

主体	消費者の事情			事業者の行為態様			契約の内容			（※各項目には重複あり） （参考） 情報商材関係
	項目	判断力低下	浅慮	幻惑	困惑	過量	不要物 (過量以外)	（参考） 情報商材関係		
高齢者 (n=133)	60%程度	10%以下	5%以下	10%以下	10%程度	1%以下	40%程度	1%以下		
障がい者 (n=34)	70%程度	5%程度	10%以下	15%程度	5%以下	25%程度	5%程度	5%程度		
若者 (n=206)	0%	40%程度	40%程度	20%程度	1%以下	5%以下	35%程度	35%程度		

- ◆ **高齢者、障がい者に係る事例は、事業者の行為態様の問題としてとらえられるものの割合が低い。**
一方、**契約内容の問題としてとらえられるものは比較的多数存在。**
→ ただし、過量の問題としてとらえられるケースは必ずしも多くない。
- ◆ **若者に係る事例は事業者の行為態様の問題としてとらえられるものの割合が比較的高い。**

※なお、上記はPIO-NETのデータをもとに消費者庁において各項目に該当すると疑われるものについて分類・整理したものであり、個別の事例について記載内容を超えて内容確認を行ったものではない。

各項目の内訳について①

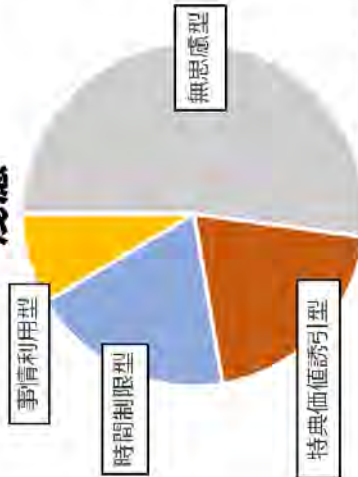
○ 分類した各項目について、「資料2」の分析枠組みに留意しつつ、以下のとおり更なる分類を実施

判断力低下



- ◆ 相談概要において、医者による認知症等の診断がある旨明示されているもの、又は後見申立て予定など診断に準じた事情が明示されているもの(「**診断あり**」)は、**約35%**
- ◆ 残りの**約65%**は、診断等についての明示はないものの、「判断力が怪しくなってきた」等、契約者の判断能力の低下について何らかの言及があるもの

浅慮



※各項目に重複なし

- ◆ 「価格・商品内容を確かめずに契約した」等、消費者が契約内容について十分に検討せずに契約してしまったと疑われる事例(「**無思慮**」型)が**約半数**
- ◆ 残りの半数は、事業者の行為によって消費者が浅慮に陥ったことが疑われる事例。これらは、概ね以下のよう分類しうる。
 - ・ 「**特典価値誘引**」型 (約**20%**)：「無料お試し」等の文句によって誘引され、本契約についてよく吟味しないまま契約してしまうもの
 - ・ 「**時間制限**」型 (約**20%**)：「今だけ」等の文句により検討時間を制限し、契約をせかすもの
 - ・ 「**事情利用**」型 (約**10%**)：疾病（認知症を除く）、身内の不幸、過去の消費者被害等、当該消費者固有の事情に乗じて契約を締結させるもの

各項目の内訳について②

幻惑



◆ 以下の2つのパターンが大半を占める。

「高揚」型(約60%):

成功例を見せるなどして「儲かるかも」という期待を抱かせて高揚させ、契約をさせるもの

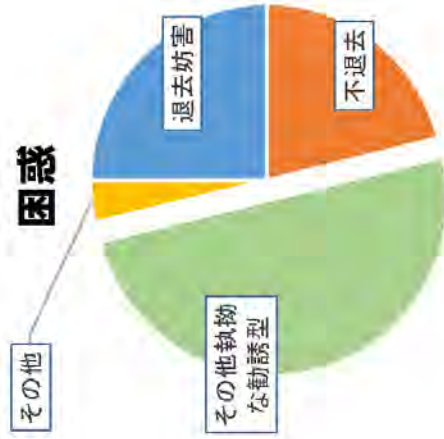
→ このうち約40%が情報商材に係る事案。

「人間関係」型(約30%):

デート商法など、親密な人間関係を利用して勧誘の場を誘引し、契約させるもの(※困惑には該当しないもの)

※ なお、同一の事例内において、上記の双方の要素に該当すると疑われるものもあった(「高揚&人間関係」型)

困惑



◆ 現行法の「不退去」・「退去妨害」(4条3項1号、2号)と疑われるものは約45%を占める。

◆ 約半数は、消費者が勧誘を「断り切れずに」契約してしまった事例であるが、上記2類型に該当すること等の不当性が明確に判断できないもの(「その他執拗な勧誘」型)
(注)事業者の勧誘が長時間に及んだというものや、複数人で勧誘されたというものを含む。

消費者契約法施行令が定める「消費者の利益の擁護に関する法律」

- ①担保付社債信託法（消費者契約法施行令第1条第1号）
- ②金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（同条第2号）
- ③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（同条第3号）
- ④農業協同組合法（同条第4号）
- ⑤金融商品取引法（同条第5号）
- ⑥消費生活協同組合法（同条第5号の2）
- ⑦水産業協同組合法（同条第6号）
- ⑧中小企業等協同組合法（同条第7号）
- ⑨協同組合による金融事業に関する法律（同条第8号）
- ⑩放送法（同条第9号）
- ⑪質屋営業法（同条第10号）
- ⑫商品先物取引法（同条第11号）
- ⑬信用金庫法（同条第12号）
- ⑭宅地建物取引業法（同条第13号）
- ⑮旅行業法（同条第14号）
- ⑯労働金庫法（同条第15号）
- ⑰出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（同条第16号）
- ⑱割賦販売法（同条第17号）
- ⑲不当景品類及び不当表示防止法（同条第18号）
- ⑳積立式宅地建物販売業法（同条第19号）
- ㉑大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（同条第20号）
- ㉒特定商取引に関する法律（同条第21号）
- ㉓銀行法（同条第22号）
- ㉔貸金業法（同条第23号）
- ㉕電気通信事業法（同条第24号）
- ㉖特定商品等の預託等取引契約に関する法律（同条第25号）
- ㉗商品投資に係る事業の規制に関する法律（同条第29号）
- ㉘ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（同条第30号）
- ㉙特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（同条第31号）
- ㉚不動産特定共同事業法（同条第32号）
- ㉛保険業法（同条第33号）
- ㉜中心市街地の活性化に関する法律（同条第34号）

- ③住宅の品質確保の促進等に関する法律（同条第 35 号）
- ④農林中央金庫法（同条第 37 号）
- ⑤信託業法（同条第 38 号）
- ⑥株式会社日本政策金融公庫法（同条第 39 号）
- ⑦株式会社商工組合中央金庫法（同条第 40 号）
- ⑧株式会社国際協力銀行法（同条第 41 号）
- ⑨食品表示法（同条第 42 号）

平均的な損害の額が争われた裁判例における損害類型、損害項目及び根拠として認定された資料の例⁸⁸

	損害類型	損害項目	裁判例	根拠資料(例)
I型	逸失利益 (粗利益)	粗利益－支出を免れた費用	【66】(携帯電話利用契約) 【72】(携帯電話利用契約) 【71】(結婚式場利用契約) 【77】(結婚式場利用契約) 【53】(宿泊施設利用契約) 【87】(インターネット接続サービス利用契約)	・携帯電話の月別純利益、解約件数データ(ARPU) ・式場別解約件数、再販売件数、粗利率等のデータ ・月別の収入を示す資料、支出を免れる費用を示す資料
II型	逸失利益 (機会損失)	商品の転売益、他の顧客を募集できなかったことによる機会損失	【48】(ゴルフ会員権譲渡) 【55】(ドレスレンタル)	・ゴルフ会員権の転売契約の成立及び転売差益を示す資料 ・解約までの間に、他の顧客から申込みがあった等の事情を示す資料
III型	契約締結のためにかけたコスト	会員募集に要する人件費、契約締結事務費用、標準プランとの差額(割引分)	【85】(冠婚葬祭互助会契約) 【65】(携帯電話利用契約) 【92】(ケーブルテレビ利用契約)	・会員募集に要する人件費、契約締結事務費用の金額データ ・基本料金、割引料金を示す資料、平均解約月数を示す資料
IV型	債務履行のためにかけたコスト	事務処理のために要した費用や労力、解除までの期間中に契約履行に備えて通常負担する費用、実費として通常必要となる交通費、電話代、通信費、コピー代等	【2】(中古車販売) 【44】(弁護士委任契約) 【50】(弁護士委任) 【56】(行政書士)	・履行準備のための電話代などの通信費 ・履行準備のための交通費、通信費、コピー代等の資料 ・事情聴取、相談に要した費用の資料

⁸⁸ 【 】内の番号は、第1回参考資料⑦の裁判例番号を指す。

標準約款等の検討状況

	対象	損害項目	実態把握の手段	損害類型
標準引越運送約款改正検討会（国土交通省）	一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第2項）等	解約・延期が生じた場合における損失費用の割合（運賃、作業員料等のうち他への転用が不能となった分）。作業当日、前日、2日前の解約時点別の数値が参考とされている。	都道府県トラック協会引越部会会員 1,230 者（回答者数 286 者）によるアンケート結果 ⁸⁹	契約の履行のために手配した作業員料等を損害として捉えており、 参考資料5 IV型に近い考え方をとっている。
標準旅行業約款の見直しに関する検討会（観光庁）	旅行業者（旅行業法第12条の2第1項）	サービス提供者（航空会社、ホテル、バス、鉄道、レストラン、入場チケット販売業者等）への取消料 ⁹⁰ 、販売管理費（発券取消、積算事務等）等。	一般社団法人日本旅行業協会会員旅行業者を対象として損害費目、損害費用の調査や第一種～第三種旅行業者を対象とするアンケート（回答者数 188 社） ⁹¹ 。	契約の履行のために手配した作業員料等を損害として捉えており、 参考資料5 IV型に近い考え方をとっている。
冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会（経済産業省）	冠婚葬祭互助会事業 ⁹² を行い、消費者との間で積立式の冠婚葬祭互	入会手数料（書面印刷費、加入者証の送付・持参に係る費用等）、集金費、会費保全費（供託	個別損害項目の費用や、上位10社の平均財務諸表等を参考に、個々の消費者契約の解約との関	契約の締結及び履行に関する費用を損害と捉えており、 参考資料5 III型又はIV型に

⁸⁹ 標準引越運送約款改正検討会、第2回資料3、2頁以下。

⁹⁰ 標準旅行業約款の見直しに関する検討会、第2回資料4、資料A～K。第3回資料A～C。

⁹¹ 標準旅行業約款の見直しに関する検討会、第2回資料A～K等。

⁹² 加入者から前払かつ分割により掛金の支払を受け、結婚式や葬儀の役務の施行又はその取次ぎを行う事業を指す。

	助契約 ⁹³ を締結している事業者	費用)、入金状況及び会報誌の作成・送付費用等。	連性が議論された。	近い考え方をとっている。
結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究 ⁹⁴	挙式・披露宴会場提供事業者	粗利益率×解約された契約の非再販率（解約時点別）×見積額を目安とする。	業界団体会員のうち、挙式・披露宴会場事業者190社（有効回答80票）に対するアンケート調査。	逸失利益を損害と捉えており、 参考資料5 I型に近い考え方をとっている。

⁹³ 消費者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払で積み立てることにより、当該消費者は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、事業者は、消費者の請求により冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負う。

⁹⁴ 社団法人日本ブライダル事業振興協会（現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会）において、モデル約款の策定を目的に、有識者及び業界関係者で構成される委員会が設置され、検討が行われたもの。

ヒアリング調査結果

1. 標準約款等の制定の理由及び検討過程等	
標準約款の作成動機	<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年の消費者契約法の制定に伴い法第 9 条第 1 号に対応するため。 ある時期に消費者トラブルが多発したことを受け当該業界全体への信頼確保等の観点からその予防を図るため。
標準約款作成時の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 研究者や消費者団体の代表者、弁護士等の有識者による検討会を開催したり、消費者団体に意見を聞くなど第三者の意見を交え、作成過程の透明性を確保するよう工夫している⁹⁵。
現状の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 新規に参入した事業者などの場合、事業者団体にそもそも加盟しなかったり、標準約款とは異なる独自の約款等を整備することがあるとのことであり、これらのアウトサイダーに対しては標準約款等の作成や遵守等の動機が共有されない。
標準約款を作成しない業界につき、作成しない理由	<ul style="list-style-type: none"> 整備するにはコストがかかる。 業界団体が一律に基準を設定することにより独占禁止法に抵触することを避けている。
2. 損害及び営業秘密の具体的内容及び個社ごとの考え方	
何を損害項目として捉えるか	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも代表的な項目に関しては、各業界とも個社ごとの差異はそれほど大きくない（標準約款の有無にかかわらず）。 損害類型については、いずれもおおむね参考資料 5 で示した類型の範ちゅうに属する⁹⁶。
各損害項目に関し具体的な算定根拠となる数値、金額	<ul style="list-style-type: none"> おおむねの目安としての相場が存在することから、個社でそれほど変わらない場合もあり、個社の方針にもよるが、基本的には必ずしも営業秘密に該当するわけではない（具体的には、工事

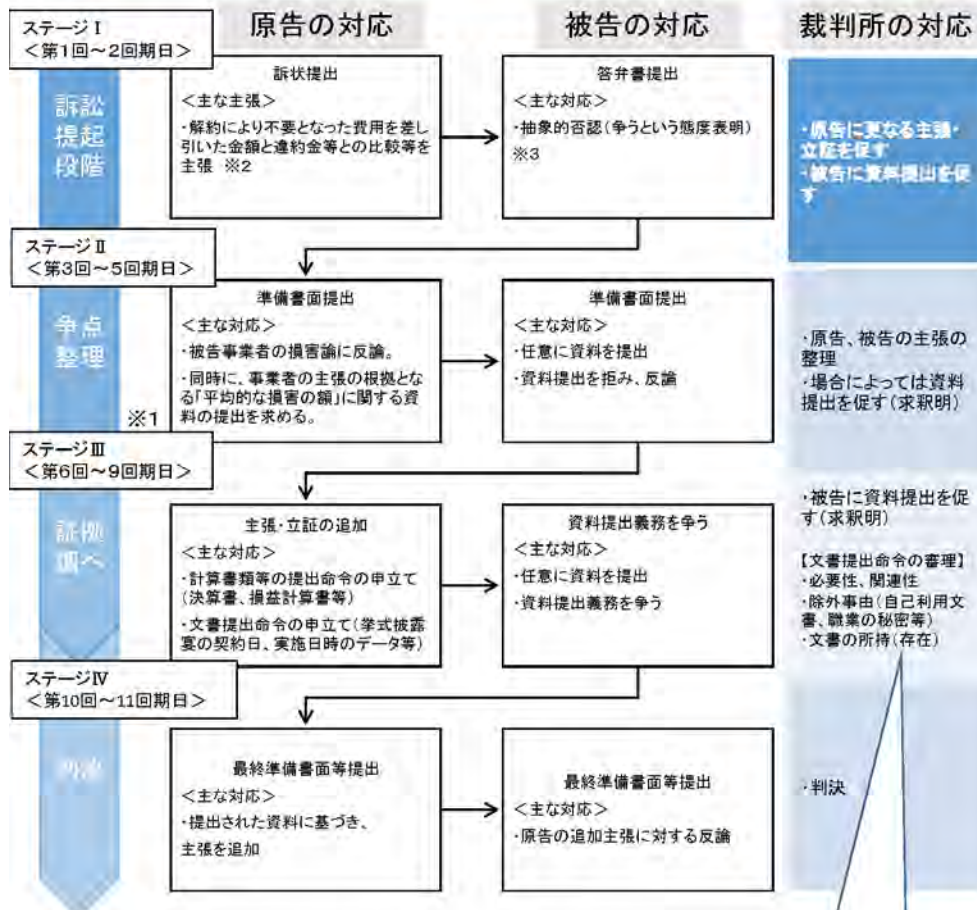
⁹⁵ 実際に、解約料水準の検討過程で、個社にアンケート調査が実施され、その業界において解約時に標準的に生ずる損害項目などを把握した上で一定の水準が設定されているものとして、経済産業省で実施された冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会（事務局は、経済産業省商取引監督課）、社団法人日本ブライダル事業振興協会（現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会）で実施された結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款を検討する委員会などが存在する。

⁹⁶ 具体的には、例えば、粗利益を損害と捉えるものなど参考資料 5 の I 型に属するもの、より条件の良い他の顧客に販売できなかった機会損失を損害と捉えるものなど参考資料 5 の II 型に属するもの、広告費や割引額などの契約締結のためにかけたコストを損害と捉えるものなど参考資料 5 の III 型に属するもの、貸出機器の減価償却分、取付・設置等工事に係る人件費などの契約の履行、準備に要する費用を損害と捉えるものなど参考資料 5 の IV 型に属するものなどが存在した。

	<p>に係る人件費、機器のレンタル料など)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の委託費等については営業秘密に該当すると回答した業界と該当しないと回答した業界が存在。
3. 平均的な損害の額の根拠資料の準備状況等の運用実態	
根拠資料の準備状況	<ul style="list-style-type: none"> 解約が比較的少ない業界を中心として、個別の契約ごとにあらかじめ具体的な請求予定額を準備しておくのではなく、解約があった際に、訴訟対応などを視野に入れつつ、その都度具体的に要した費用等を算定するなどして対応している。
準備しない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> 算出等のために相応のコストがかかる場所、やむを得ない場合を除き、資料作成のインセンティブが働かない⁹⁷。 標準約款等が存在する場合にはその算定式に従っている。 解約が比較的多い業界などでは、実際に想定される損害額を超えない範囲で一律の金額を損害額として適用することとしている。
解約料請求の実態	<ul style="list-style-type: none"> 解約時の損害類型、項目及び損害額が観念できる場合であっても、解約料の請求に応じてもらえないリスクがあることやレピュテーションリスクがあることから、そもそも契約条項等において解約料の請求を予定していない。 一応の定めを置いていても、運用としては請求しないこととしている。

⁹⁷ こうした対応の背景には、各業界において、法第9条第1号に対応するため、個別の契約ごとに損害額を比較的厳密に算定した資料を用意しようとする姿勢があることがうかがわれる。

「平均的な損害の額」が争われる訴訟の経過モデル



※1 主張整理段階と証拠整理段階は、明確に区別されるものではなく、原告は、被告の主張を踏まえて、具体的な「平均的な損害の額」に関する資料を特定し、その提出を要求することが多い(裁判所の求釈明を求めるなど)。

※2 このほか、原告からは、①解約時に発生する実損害の積算、②同業他社や標準約款等との比較などが主張される傾向にある。

※3 このほか、被告からは、原告の立証不十分を指摘し更なる主張、立証を求めるケースがある。

【文書提出命令に関する審理】

- ・文書提出命令の申立て
- ・却下決定
- ・即時抗告
- ・抗告棄却決定
- ・抗告許可申立て
- ・抗告棄却決定

約款の作成及び開示に関する規律の例

法令	条文の概要	標準約款に関する規律の有無
郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号)	会社に、郵便約款の作成、総務大臣の認可を受けること及び営業所において公衆に見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 68 条、69 条等)	-
民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号)	信書便事業者に、信書便約款の作成、総務大臣の認可を受けること及び営業所において公衆に見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 17 条、18 条等)	標準約款に関する規律あり(法 33 条 3 項)
貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第 83 号)	貨物自動車運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 10 条、11 条等)	標準約款に関する規律あり(法 10 条 3 項)
貨物利用運送事業法 (平成元年法律第 82 号)	貨物利用運送事業者に、利用運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 8 条、9 条等)	標準約款に関する規律あり(法 8 条 3 項)
道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)	一般旅客自動車運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業所その他の事業所において公衆に見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 11 条、12 条等)	標準約款に関する規律あり(法 11 条 3 項)
内航海運業法 (昭和 27 年法律第 151 号)	内航海運業者に、内航運送約款の作成、国土交通大臣への届出及び営業所その他の事業所において公衆に見やすいよう <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 8 条等)	標準約款に関する規律あり(法 8 条 3 項)
港湾運送事業法 (昭和 26 年法律第 161 号)	一般港湾運送事業者に、港湾運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業所において利用者の見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの(法 11 条、12 条等)	-
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 57 号)	事業者運転代行業者に、自動車運転代行業約款の作成、国土交通大臣への届出及び営業所において利用者に見やすいように <u>掲示</u> することを義務付けるもの。運転代行業務を提供しようとするときには、約款の概要を利用者に説明することも義務付けられている(法 13 条、15 条)	標準約款に関する規律あり(法 13 条 4 項)
道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号)	高速道路の新設又は改築により料金を徴収する許可を得た事業者に、供用約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業	-

	所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの（法6条、7条）	
倉庫業法 （昭和31年法律第121号）	倉庫業者に、倉庫寄託約款の作成、国土交通大臣への届出及び <u>営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示</u> することを義務付けるもの（法8条、9条等）	標準約款に関する規律あり（法8条3項）
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）	漁船保険組合の発起人に、保険約款の作成、農林水産大臣への提出を義務付け、理事に、保険約款を各事務所に備えて置くことを義務付けるもの（法15条、38条等）	-
旅行業法 （昭和27年法律第239号）	旅行者に、旅行業約款の作成、観光庁長官の認可を受けること及び <u>営業所において旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置く</u> ことを義務付けるもの（法12条の2等）	標準約款に関する規律あり（法12条の3）
航空法 （昭和27年法律第231号）	航空運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び <u>営業所その他の事務所に</u> 公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの（法106条、107条等）	-
水先法 （昭和24年法律第121号）	水先人に、水先約款の作成、国土交通大臣への届出及び <u>事務所に</u> 利用者に見やすいように掲示することを義務付けるもの（法47条等）	-
海上運送法 （昭和24年法律第187号）	一般旅客定期航路事業者等に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び <u>公示（少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行う）</u> 等を義務付けるもの（法9条、10条、海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）7条等）	標準約款に関する規律あり（法9条3項）
電気通信事業法 （昭和59年法律第86号）	電気通信事業者に、基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件についての契約約款の作成、総務大臣への届出、公表（実施の日から営業所その他の事業所において掲示するとともに、インターネットを利用すること。）及び <u>営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示</u> すること等を義務付けるもの（法19条、20条、23条、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）22条等）	-
電気事業法 （昭和39年法律第170号）	一般送配電事業者に、託送供給等約款の作成、経済産業大臣の認可を受けること及び公表（実施の日の10日前から、 <u>営業所及び事務所に添え置く</u> とともに、インターネットを利用することによ	-

	る) すること等を義務付けるもの (法 18 条、電気事業法施行規則 (平成 7 年通商産業省令第 77 号) 25 条等)	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)	電気事業者に、再生可能エネルギー電気卸供給約款の作成、経済産業大臣への届出及び公表 (その実施の日の 10 日前から、その供給区域又は供給地点における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することによる) を義務付けるもの (法 18 条、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 (平成 24 年経済産業省令第 46 号) 19 条)	-
ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号)	一般ガス導管事業者等に、託送供給約款の作成、経済産業大臣の認可を受けること及び公表 (実施の日の 10 日前から、事業所及び営業所に添え置くとともに、インターネットを利用することによる。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合にはインターネットを利用することを要しない) すること等を義務付けるもの (法 48 条等、ガス事業法施行規則 (昭和 45 年通商産業省令第 97 号) 72 条)	-
特定複合観光施設区域整備法 (平成 30 年法律第 80 号)	カジノ事業者に、カジノ施設利用約款の作成、カジノ管理委員会の審査を受けること及び約款の内容の顧客への提供 (カジノ管理委員会規則で定めるところによる。) 等を義務付けるもの (法 40 条、41 条、54 条、65 条等)	-
放送法 (昭和 25 年法律第 132 号)	有料放送を行う放送事業者に、有料基幹放送契約約款の作成、総務大臣への届出及び公表 (実施の日から、事業者の事務所において掲示するとともに、インターネットを利用することによる) することを義務付けるもの (法 147 条、放送法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号) 173 条等)	-
住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号)	住宅宿泊仲介業者に、住宅宿泊仲介業約款の作成、観光庁長官への届出及び公示 (営業所若しくは事務所における掲示又はインターネットによる公開) を義務付けるもの (法 55 条、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則 (平成 29 年国土交通省令第 65 号) 36 条等)	標準約款に関する規律あり (法 55 条 3 項)
国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号)	登録ホテル業を営む者に、宿泊約款の作成、観光庁長官への届出及び公示 (玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示すること) を義務付ける	-

	もの（法 11 条、国際観光ホテル整備法施行規則（平成 5 年運輸省令第 3 号）10 条等）	
積立式宅地建物販売業法 （昭和 46 年法律第 111 号）	事業者に、約款の作成、販売業の許可申請書への添付及び積立条件等の説明時の約款の交付を義務付けるもの（情報通信の技術を利用する方法も可）（法 4 条、34 条、積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和 46 年建設省令第 29 号）19 条の 2 等）。	-
投資信託及び投資法人に関する法律 （昭和 26 年法律第 198 号）	金融商品取引業者に、投資信託約款の作成、内閣総理大臣への届出及び投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対する約款その他の書面の交付を義務付けるもの（適格機関投資家私募により行われる場合等は除く。受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法で提供することもでき、この場合は書面を交付するものとみなす。）（法 4 条、5 条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）10 条等）	-
著作権等管理事業法 （平成 12 年法律第 131 号）	著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款の作成、文化庁長官への届出、相手方への約款の内容の説明及び公示（事業所における掲示、インターネットによる公開、その他公衆が容易に了知しうる手段による公開のいずれかの方法による）を義務付けるもの（法 11 条、12 条、15 条、著作権等管理事業法施行規則（平成 13 年文部科学省令第 73 号）第 18 条等）	-
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （昭和 32 年法律第 164 号）	営業を営む者が、都道府県指導センターが定める標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった場合には、その者について登録を行う。登録を受けたものは、 <u>営業を行う施設において、標準営業約款の要旨を掲示する</u> （法 57 条の 12、13）	標準約款に関する規律あり（法 57 条の 12）
鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）、電気	改正民法第 548 条の 2 第 1 項の規定につき、あらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を公表すれば足りるとされたもの（鉄道営業法 18 条の 2、軌道法 27 条の 2、海上運送法 32 条の 2、航空法 134 条の 4、道路運送法 87 条、道路整備特別措置法 55 条の 2、電気通信事業法 167 条の 2） ※いずれも未施行である。	-

通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）		
------------------------	--	--

情報提供等に関する規律の例

※契約を締結する際に、相手方に情報を提供する規律の例を挙げたもの。

相手方の事情を考慮する規律も存在する場合には、これも挙げた（禁止行為等とする規律も参考として挙げた。）。

法令	規律の例	相手方の事情を考慮する規律の例	提供される情報の内容（概要）
<p>特定商取引に関する法律 （昭和 51 年法律第 57 号）</p>	<p>①氏名等の明示義務 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売、訪問購入（法 3 条、16 条、33 条の 2 等）</p> <p>②書面交付義務 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提携誘因販売、訪問購入（法 4 条、18 条、37 条等）</p> <p>③適合性の原則</p>	<p>③適合性の原則 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うことは訪問販売等における禁止行為とされる（法 7 条 1 項 5 号、特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号） 7 条 3 号等）。</p>	<p>①氏名等の明示義務 事業者の氏名、勧誘目的である旨、商品等の種類等</p> <p>②書面交付義務 商品又は役務の種類、対価、対価の支払いの時期及び方法等</p>
<p>金融商品取引法 （昭和 23 年法律第 25 号）</p>	<p>①書面交付義務（法 37 条の 3）</p> <p>②適合性の原則（法 40 条 1 号）</p> <p>③禁止行為（法 38 条 9 号、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号） 117 条）等</p>	<p>②適合性の原則 顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結目的に照らして不適切と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けること等のないように、業務を行わなければならない。</p> <p>③禁止行為 顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結することを禁止</p>	<p>①書面交付義務 金融商品取引業者の商号、金融商品取引契約の概要、手数料に関する事項、金利等の指標の変動により損失が生じるおそれがあるときはその旨等</p>

金融商品の販売等に関する法律 (平成12年法律第101号)	金融商品販売業者等の説明義務(法3条)	顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。	元本欠損が生ずるおそれがある旨、その変動が元本欠損の直接の原因となる指標、販売に係る取引の仕組みのうち重要な部分等
商品先物取引法 (昭和25年法律第239号)	①商品取引契約締結前の書面交付(法217条) ②説明義務(法218条) ③適合性の原則(法215条)	②説明義務 顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬ。 ③適合性の原則 顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠けること等がないように、商品先物取引業を行わなければならない。	①書面交付及び②説明義務 取引の額が取引証拠金の額を上回る可能性がある旨、相場等の変動により損失が生ずるおそれがある旨、契約の概要等
貸金業法(昭和58年法律第32号)	①書面交付(法16条の2) ②特定公正証書作成時の書面交付・説明義務(法20条) ③誇大広告等の禁止(法16条)等	③誇大広告等の禁止 資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び契約締結目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って資金需要者等の利益の保護に欠ける等のおそれがないように業務を行わなければならない。	①書面交付 貸金業者の商号、貸付けの金額、貸付けの利率、返済の方式、返済期間及び返済回数、賠償額の予定に関する定め等 ②特定公正証書作成時の書面交付・説明義務 債務不履行の場合には特定公正証書により債務者等が直ちに強制執行に服すること等
銀行法 (昭和56年法律第59号)	銀行代理業者の顧客に対する説明(法52条の44)等	-	所属銀行の商号、契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別等
水産業協同組合法	貯金者等に対する情報提供(法11条の10)	-	貯金等に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報

(昭和 23 年法律 第 242 号)			
保険業法 (平成 7 年法律 第 105 号)	①情報提供 (書面交付等) (法 294 条、保険業法施行 規則 (平成 8 年大蔵省令第 5 号) 227 条の 2) ②顧客の意向把握義務 (法 294 条の 2) 等	②顧客の意向把握義務 顧客の意向を把握し、こ れに沿った契約締結等の提 案、契約の内容の説明及び 意向と契約の内容が合致し ていることを顧客が確認す る機会を提供等	①情報提供 (書面交付等) 商品の仕組み、付加できる特約に関す る事項、保険金額その他の保険契約の引 受けに係る条件、保険料に関する事項等
保険法 (平成 20 年法律 第 56 号)	損害保険契約の締結時の書 面交付 (法 6 条) 等	-	保険者の氏名、保険契約者の氏名、保険 事故、保険料及びその支払の方法等
信託業法 (平成 16 年法律 第 154 号)	①信託契約の内容の説明 (法 25 条) ②信託契約締結時の書面交 付 (法 26 条) ③信託の引受けに係る行為 準則 (法 24 条) 等	③行為準則 委託者の知識、経験、財 産の状況及び契約締結目的 に照らし、適切な信託の引 受けを行うことを行為準則 として定める。	①説明、②書面交付 信託の目的、信託財産に関する事項、 信託報酬に関する事項等
商品投資に係る 事業の規制に関 する法律 (平成 3 年法律 第 66 号)	商品投資顧問契約の締結前 の書面の交付 (法 18 条) 等	-	投資顧問契約の内容及び履行に関する事 項
特定商品等の預 託等取引契約に 関する法律 (昭 和 61 年法律第 62 号)	契約の概要の書面の交付 (法 3 条)	-	預託等取引契約の内容及びその履行に関 する事項、預託等取引業者の業務及び財 産の状況に関する事項等
投資信託及び投 資法人に関する 法律 (昭和 26 年法律 第 198 号)	投資信託契約に係る受益証 券を取得しようとする者へ の書面の交付 (法 5 条)	-	投資信託契約に係る投資信託約款の内容 等

割賦販売法 (昭和 36 年法律 第 159 号)	包括信用購入あっせん関係 販売業者等の書面の交付 (法 30 条の 2 の 3)	-	支払総額、各回ごとの商品又は権利の代 金等の額等
電気通信事業法 (昭和 59 年法律 第 86 号)	①提供条件の説明(法 26 条) ②書面交付(法 26 条の 2)	①提供条件の説明 説明は、利用者の知識及 び経験並びに契約締結目的 に照らして、当該利用者に 理解されるために必要な方 法及び程度によるものでな ければならない(電気通信 事業法施行規則(昭和 60 年 郵政省令第 25 号) 22 条の 2 の 3)。	①事業者の氏名等、提供される電子通信 役務の内容、料金、契約の変更又は解除 に伴う違約金の定めがあるときはその内 容等 ②①の一部、契約成立年月日等
電気事業法 (昭和 39 年法律 第 170 号)	供給条件の説明・書面交付 (法 2 条の 13、2 条の 14 等)	-	当該小売供給に係る料金その他の供給条 件、契約年月日等
熱供給事業法 (昭和 47 年法律 第 88 号)	供給条件の説明・書面交付 (法 14 条、15 条)	-	当該熱供給に係る料金その他の供給条 件、契約年月日等
ガス事業法 (昭和 29 年法律 第 51 号)	供給条件の説明・書面交付 (法 14 条、15 条)	-	当該小売供給に係る料金その他の供給条 件、契約年月日等
積立式宅地建物 販売業法 (昭和 46 年法律 第 101 号)	積立条件等の説明義務(法 34 条)	-	積立金の支払分の額、目的物である宅地 又は建物並びにその代金の額及び引渡し の時期を確定する時期及び方法、目的物 である宅地又は建物並びにその代金及び 引渡しの時期の予定に関する事項、契約 の解除に関する定めがあるときは、その 内容等
宅地建物取引業 法(昭和 27 年法 律第 176 号)	重要事項の説明義務(法 35 条)	-	宅地又は建物上の登記された権利の種類 及び内容、法令に基づく制限、代金等の 額及び授受の目的、契約の解除に関する 事項、損害賠償額の予定又は違約金に関 する事項等

高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号)	契約締結前に書面を交付して説明(法17条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)20条)	-	入居契約が賃貸借契約でない場合はその旨、入居契約の内容、介護保険法115条の35第1項に規定する介護サービス情報、家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間、契約終了時の家賃等の前払金の返還額の推移等
借地借家法 (平成3年法律第90号)	定期建物賃貸借契約の場合に書面を交付して説明(法38条)	-	定期建物賃貸借契約は契約の更新がなく、期間満了により終了すること
特定住宅 ^{かし} 瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成19年法律第66号)	建設業者による供託所の所在地等に関する説明(法10条)等	-	住宅建設 ^{かし} 瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地等
住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号)	管理受託契約の締結前の書面の交付(法33条等)等	-	管理受託契約の内容及び履行に関する事項
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)	発注者に対する対象建設工事の届出に係る事項を、書面を交付して説明(法12条)	-	解体する建築物等の構造、使用する特定建設資材の種類、工事着手の時期及び工程の概要等
不動産特定共同事業法 (平成6年法律第77号)	契約の内容等に関し書面を交付して説明(法24条)等	-	不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項
建築士法 (昭和25年法律第202号)	①設計を行う際に適切な説明を行う努力義務(法18条) ②設計受託契約等の締結時の重要事項の説明・書面交付義務(法24条の7)	-	①設計の内容 ②設計受託契約等の内容及び履行に関する事項(設計図書の種類、報告の方法、報酬の額及び支払の時期等)

旅行業法（昭和27年法律第239号）	取引条件の説明・書面交付義務（法12条の4、旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成21年内閣府・国土交通省令第1号）3条）	-	旅行者の氏名、目的地、日程、対価等
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	代行運転役務提供の条件の説明（法15条）	-	料金、自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転役務の提供の条件
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	重要事項を書面を交付して説明（法8条）	-	商号、個人情報の保護に関する法律等を遵守すること、探偵業務の内容、対価、契約の解除に関する事項等
総合法律支援法（平成16年法律第74号）	契約弁護士等の職務の独立性について分かりやすく説明（法33条）	-	契約弁護士等の職務の独立性
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）	認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、書面を交付し、又は電磁的記録の提供して説明（法14条）	-	手続実施者の選任に関する事項、紛争当事者が支払う報酬又は費用に関する事項、標準的な手続の進行等
著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）	契約締結時の管理委託契約約款の内容の説明（法12条）	-	管理委託契約約款の内容
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）	顧客への書面の交付（法5条）	-	会員契約の概要、会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項等

消費生活用製品 安全法 (昭和 48 年法律 第 31 号)	特定保守製品の売買等によ る引渡し時の説明義務(法 32 条の 5)	-	特定保守製品は経年劣化により危害を及 ぼすおそれが多く、適切な保守がなされ る必要がある旨等
クリーニング業 法 (昭和 25 年法律 第 207 号)	洗濯物の受取及び引渡し時 の説明の努力義務(法 3 条 の 2)	-	洗濯物の処理方法等
食品衛生法 (昭和 22 年法律 第 233 号)	器具又は容器包装の販売等 の際の説明義務(法 53 条) ※食品衛生法等の一部を改 正する法律(平成 30 年法律 46 号)による改正後の規定 (未施行)	-	規格に適合しているもののみを使用した 器具又は容器包装であること等